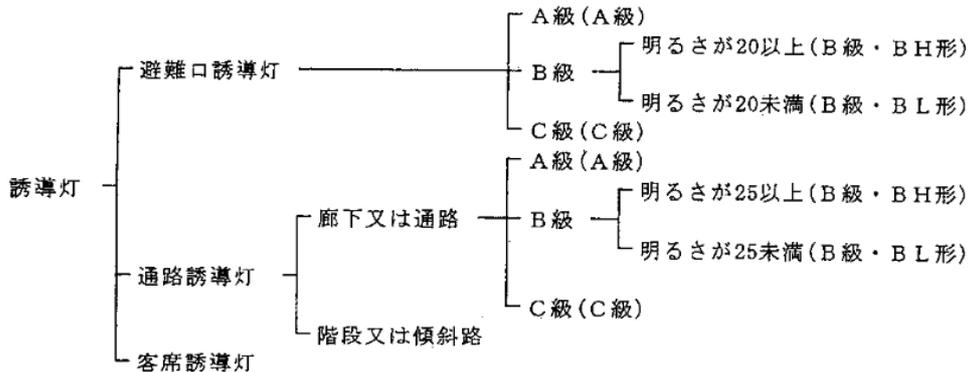


第 17 節 誘導灯及び誘導標識

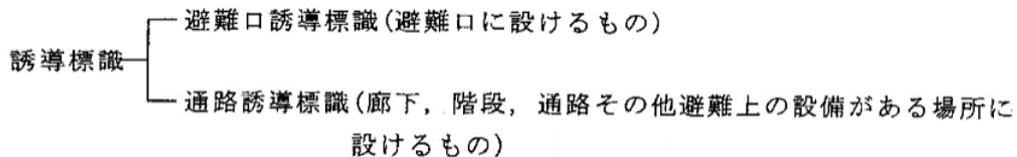
1 用語例

- (1) 誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える灯火をいう。



注：()内は誘導灯に表示される型式を示す。

- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。



- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光灯を点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継（階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。）し、又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 蓄光式誘導標識とは、太陽、白熱灯、蛍光灯等の光線を吸収蓄積し、光を取り除いても一定時間発光する性質の誘導標識をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。

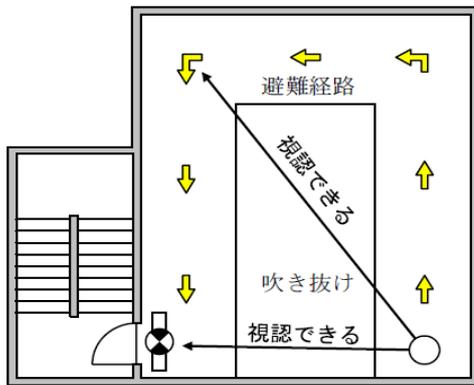
- (8) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する部屋及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路（居室内通路を除く。）をいう。
- (10) 廊下等への出入口とは、居室内から避難施設へ通ずる廊下又は通路への出入口をいう。
- (11) 避難口とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。
- (12) 主要な避難口とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに規定する出入口をいう。
- (13) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第 17-1 図参照）

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。

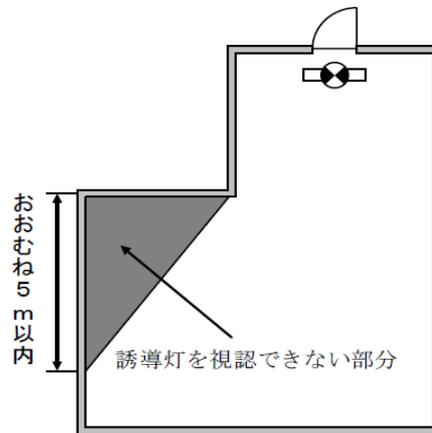
（第 17-2 図参照）

（吹き抜け等がある場合）



第 17-1 図

（死角がある場合）



第 17-2 図

死角や吹き抜け等がある場合の例

- (14) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおせ、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (15) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 誘導灯の構造及び機能

(1) 誘導灯の区分

ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は第 17-1 表のとおりであること。

第 17-1 表

種類	定義	姿図
避難口誘導灯	避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通路誘導灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	階段通路誘導灯	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。
客席誘導灯	客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、第 17-2 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の積をいう。）を有するものとしなければならない。

第 17-2 表

その視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関連する①表示面の縦寸法と②表示面の明るさ（表示面の平均輝度×面積）による A 級、B 級及び C 級の区分

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	A 級	0.4 以上	50 以上
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	10 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	1.5 以上
通路誘導灯	A 級	0.4 以上	60 以上

	B 級	0.2 以上 0.4 未満	13 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	5 以上

誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲

電源の別	区 分		平均輝度（カンデラ毎平方メートル）
常用電源	避難口誘導灯	A 級	350 以上 800 未満
		B 級	250 以上 800 未満
		C 級	150 以上 800 未満
	通路誘導灯	A 級	400 以上 1000 未満
		B 級	350 以上 1000 未満
		C 級	300 以上 1000 未満
非常電源	避難口誘導灯		100 以上 300 未満
	通路誘導灯		150 以上 400 未満

(2) 誘導灯の有効範囲

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。（第 17-3 図参照）この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m 以下となる範囲とする。（第 17-4 図参照）

ア 次の第 17-3 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A 級にあっては縦寸法 0.4m、B 級にあっては 0.2m、C 級にあっては 0.1m を基本に定められたものであること。

第 17-3 表

区 分			距離（メートル）
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルがないもの	60
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルがないもの	30
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	20
	C 級*		15
通路誘導灯	A 級		20

	B 級		15
	C 級		10

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていない。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \times h$$

D : 歩行距離 (単位m)

h : 避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法

第 17-4 表

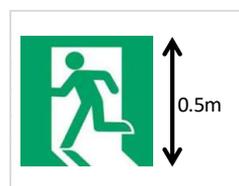
区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルがないもの	150
	避難の方向を示すシンボルがあるもの	100
通路誘導灯		50

k : 次の第 17-4 表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

【算定例】 a 区分：避難口誘導灯 A 級 (避難の方向を示すシンボルなし)

表示面縦寸法:0.5m

$k \times h = D$ $150 \times 0.5 = 75m$

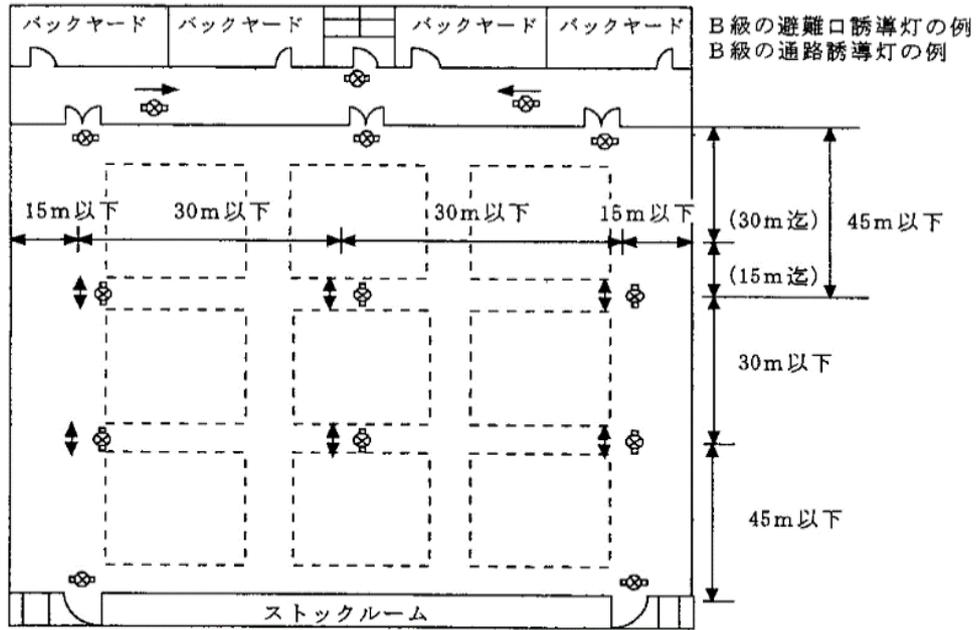


b 区分：避難口誘導灯 B 級 (避難の方向を示すシンボルあり)

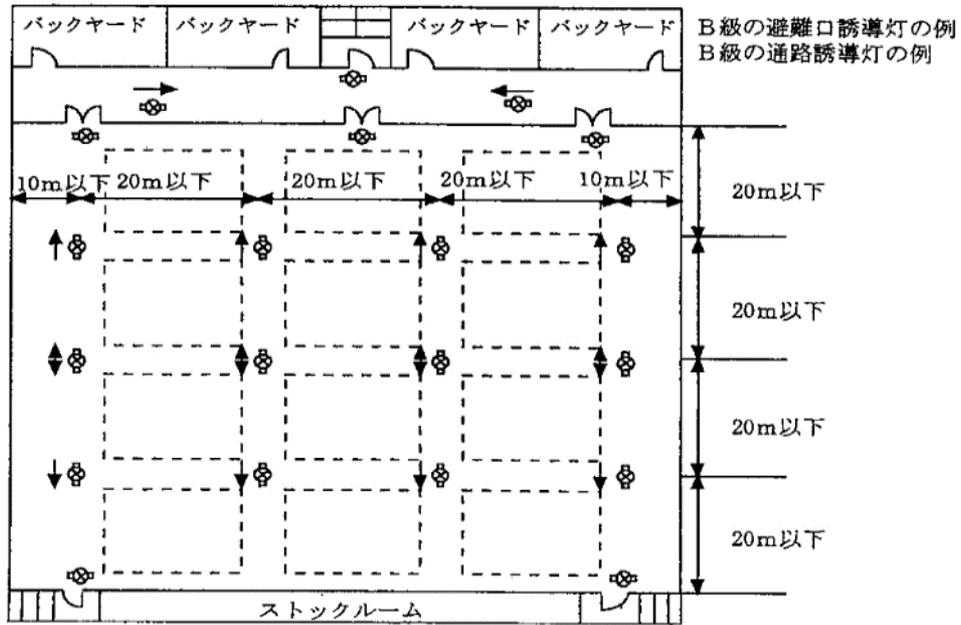
表示面縦寸法:0.3m $100 \times 0.3m = 30m$

c 区分：通路誘導灯 A 級

表示面縦寸法:0.5m $50 \times 0.5m = 25m$



第 17-3 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



第 17-4 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

- (3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、規則第 28 条の 3 第 1 項、同第 2 項、誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年 3 月消防庁告示第 2 号）によるほか、蓄光式誘導標識にあつては、別記 1 に定める蓄光式誘導標識の基準によること。

3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

政令第 26 条第 1 項ただし書きの規定による誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

イ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけではなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。また、規則第 28 条の 2 第 1 項の規定に適合しない階（＝避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第 2 項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

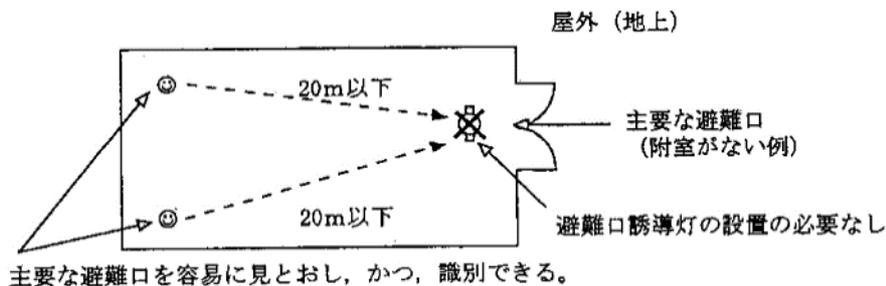
(2) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階の場合

令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 17-5 図参照）

また、避難口の一に至る歩行距離 20m は、それぞれ居室の床面積 200 m²と読み替えることができるものであること。

※ 地階・無窓階については、避難口の一に至る歩行距離は 10m とし、それぞれ居室の床面積は 50 m²とすること。（主として防火対象物の関係者等の使用に供する度の居室については床面積 100 m²とする。）

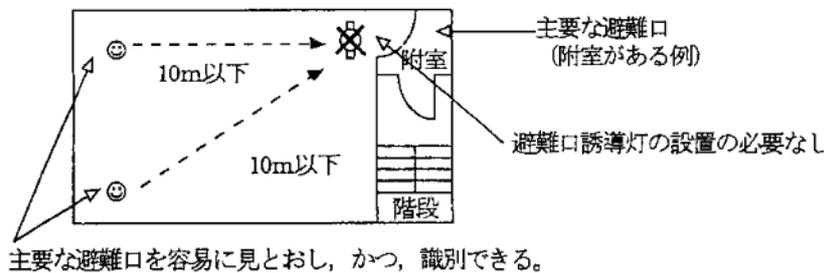


第 17-5 図 避難口誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階の場合

令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。また、避難口の一に至る歩行距離 10m は、それぞれ居室の床面積 100 m²と読み替えることができるものであること。（第 17-6 図参照）

※ 地階・無窓階については避難口の一に至る歩行距離は 5m とし、それぞれ居室の床面積は 50 m²とすること。

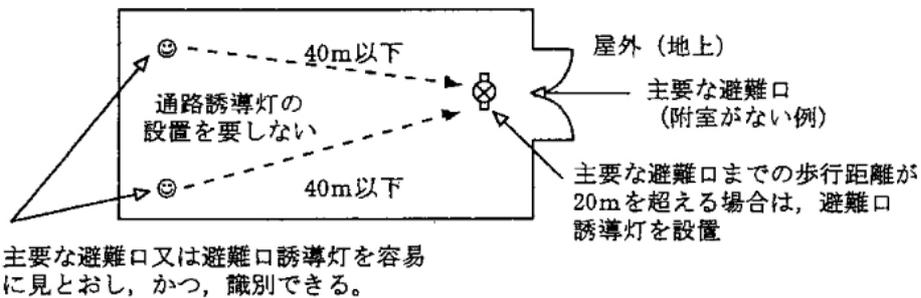


第 17-6 図 避難口誘導灯の設置緩和例

(3) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階の場合

令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第 17-7 図参照）

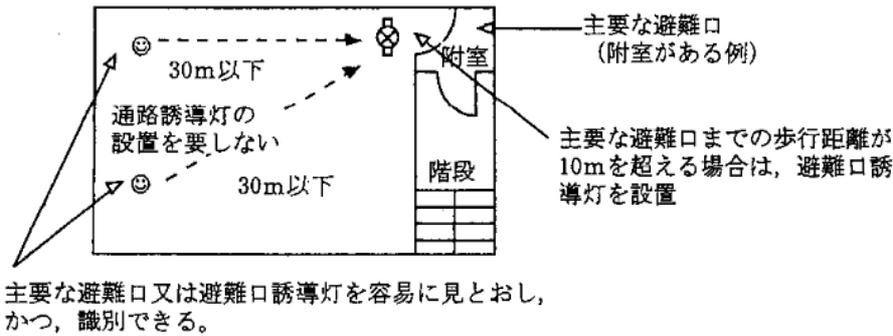


第 17-7 図 通路誘導灯の設置緩和例

照)

イ 避難階以外の階の場合

令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口 (規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口) 又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。(第 17-8 図参照)



第 17-8 図 通路誘導灯の設置緩和例

ウ 階段又は傾斜路の場合

令別表第 1 (1) 項から (16 の 3) 項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認 (当該階の表示等) ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

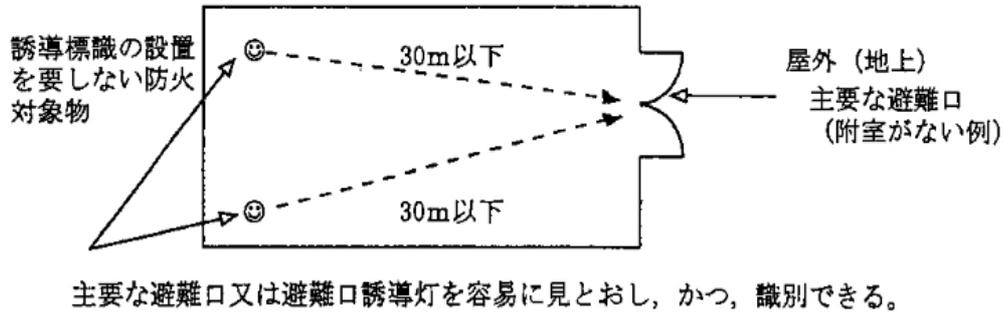
※ 「非常用の照明装置」とは、建築基準法施行令第 5 章第 4 節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

(4) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階 (無窓階を除く。) の場合

令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口 (規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口) を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。(第 17-9 図参照)

なお、避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が 30m を超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。



第 17—9 図 誘導標識の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号口に掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

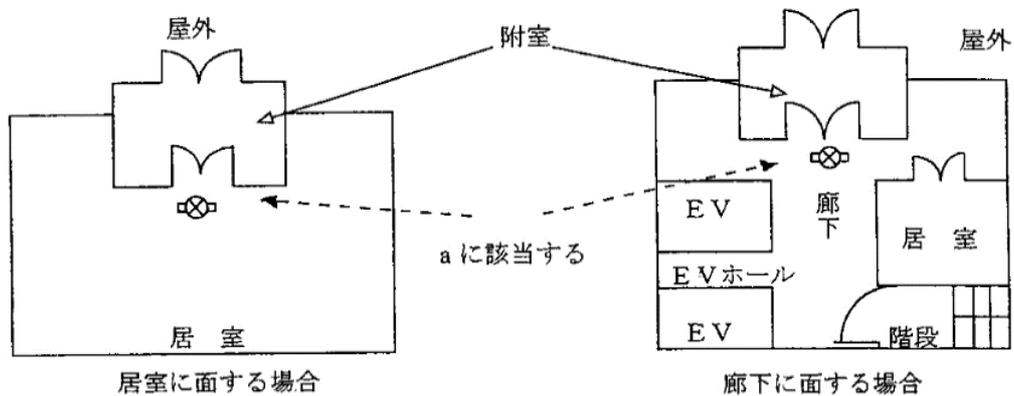
4 設置要領等

（1）避難口誘導灯

ア 設置箇所

（ア）避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口に設置すること。

a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該



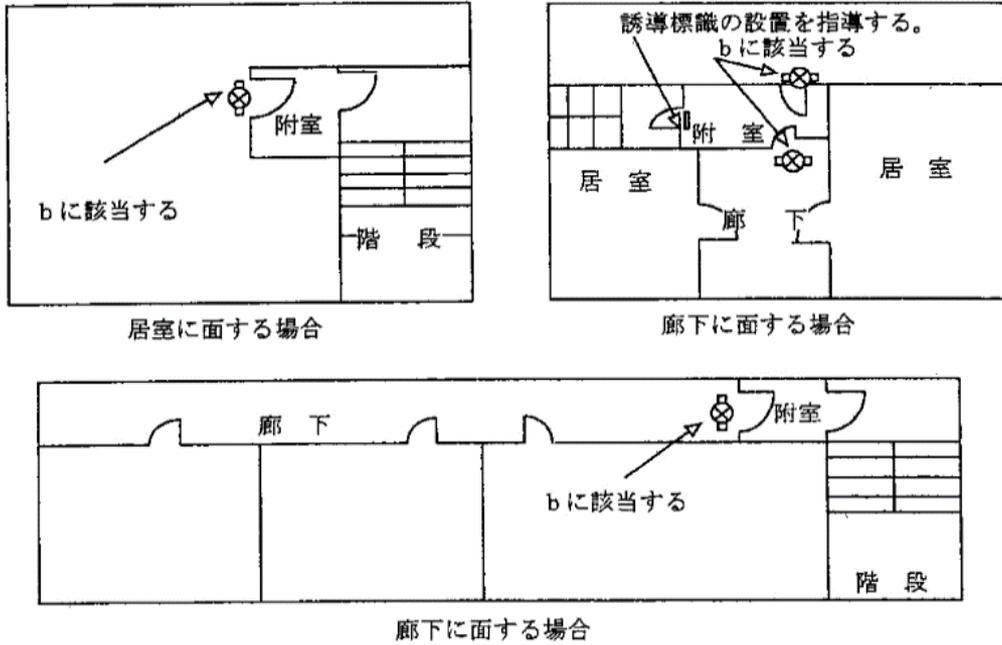
第 17—10 図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

附室の出入口）（第 17—10 図参照）

b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

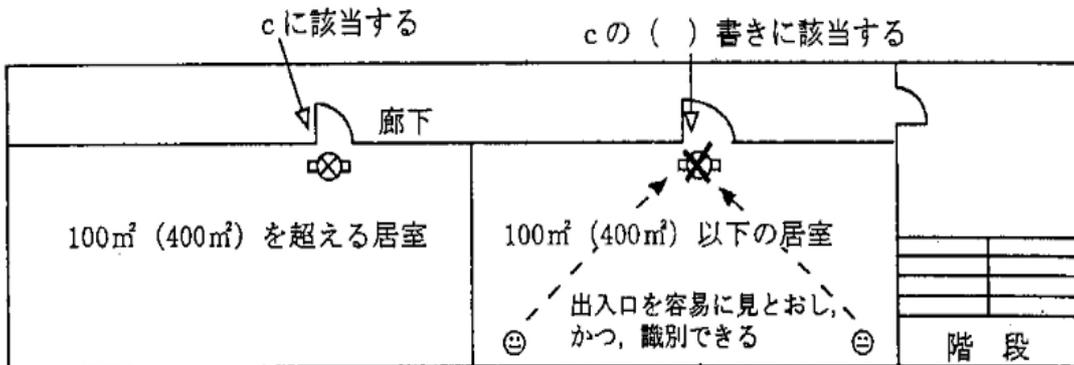
(第 17-11 図参照)

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。



第 17-11 図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

- c 前 a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 m^2 （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、 400 m^2 ）以下であるものを除く。）（第 17-12 図参照）

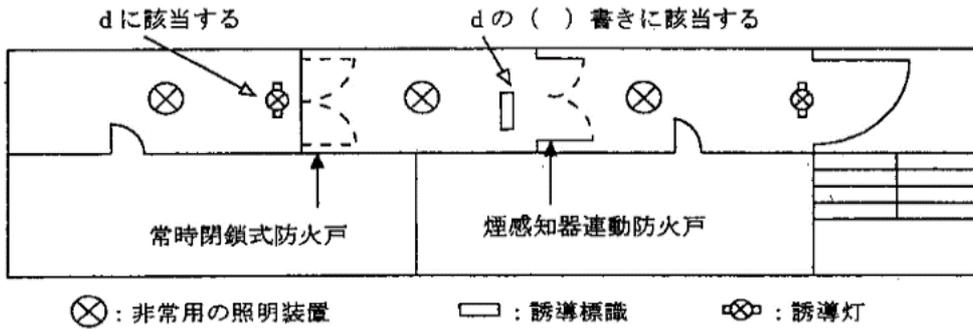


(400 m^2) は、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものに限る

第 17-12 図 居室から廊下へ通ずる出入口の例

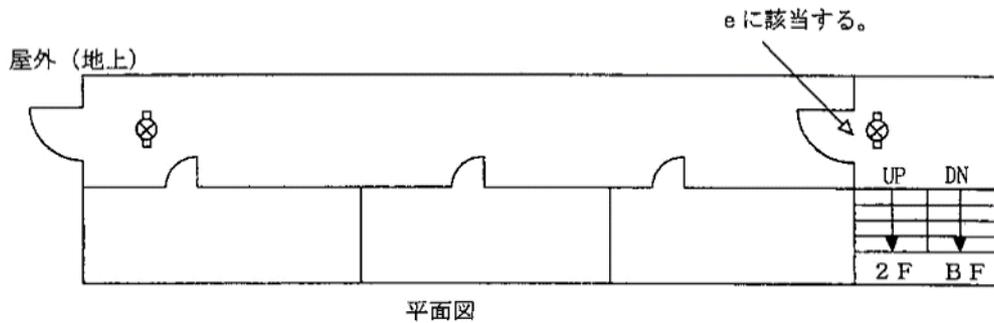
d 前 a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）（第 17-13 図参照）

なお、誘導標識から 7.5m 以内については通路誘導灯の設置を要しない。

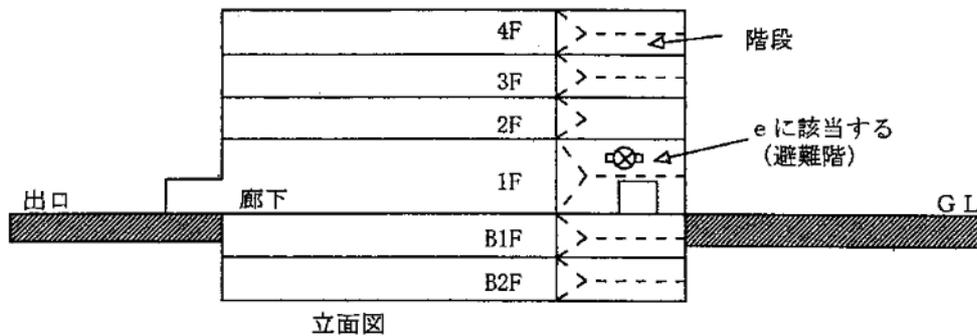


第 17-13 図 廊下の途中にある防火戸の例

e 地階へ通じている直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）（第 17-14A・B 図参照）



第 17-14A 図 直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口の例



第 17-14B 図 直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口の例

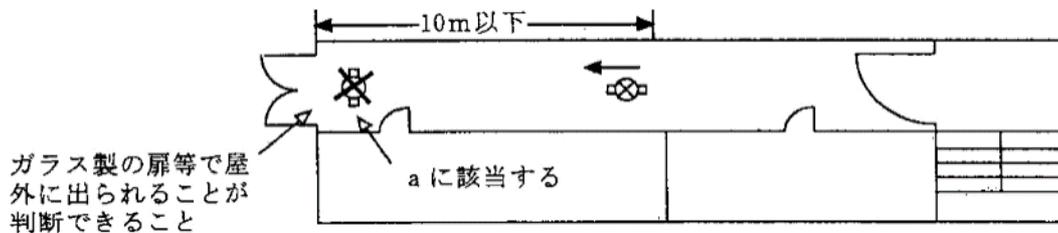
f 二酸化炭素消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。
 ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。◆

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

a 最終避難口（規則第 28 条の 3 第 1 号イに規定する出入口をいう。）で、当該出入口に接する廊下等又は居室内に設けてある 10m 以内にある通路誘導灯の位置（通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分にあつては、当該出入口に接する廊下等又は居室の端）から直接地上に出られることが容易に見とおし、かつ、判別できる出入口。（附室が設けられている場合は、附室の出入口も含む。）

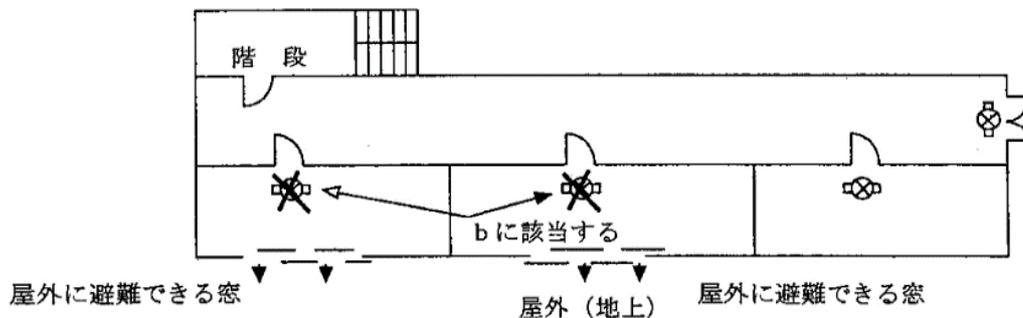
ただし、次に掲げる防火対象物を除く。（第 17-15 図参照）

- (a) 令別表第 1 (1) 項及び (4) 項で延べ面積が、1,000 m²以上の防火対象物
- (b) 令別表第 1 (16) 項イの用途で、かつ、(1) 項及び (4) 項の用途に供する床面積の合計が 1,000 m²以上の防火対象物



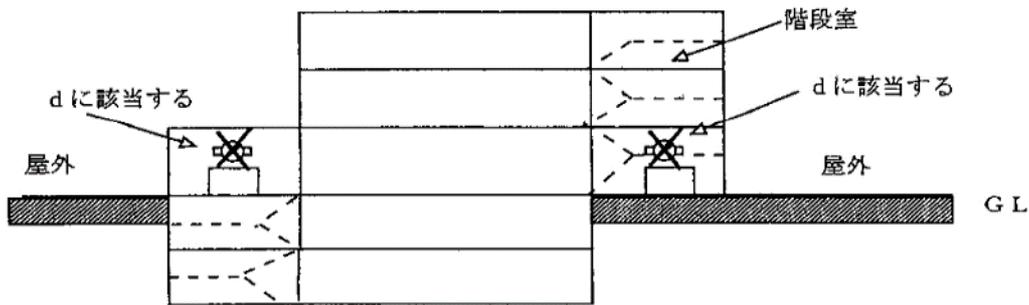
第 17-15 図 避難口誘導灯の設置緩和例

b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口。ただし、前 (a) 又は (b) に掲げる防火対象物を除く。（第 17-16 図参照）



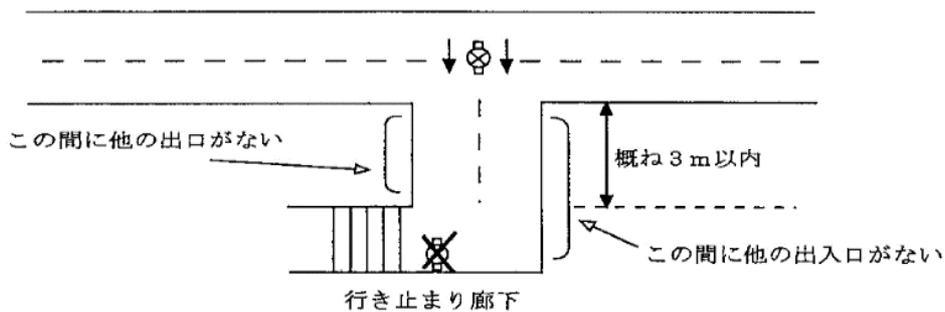
第 17-16 図 避難口誘導灯の設置緩和例

- c 令別表第 1 (5) 項又は (16) 項 ((5) 項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。) に掲げる防火対象物のうち、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに定める出入口の部分で、当該階段及び廊下が外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、かつ、非常用照明装置により避難に必要な照度が確保されている出入口
- d 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロに定める出入口の部分のうち、直接地上に出ることができる出入口で、その旨が容易に判別できる出入口 (第 17-17 図参照)



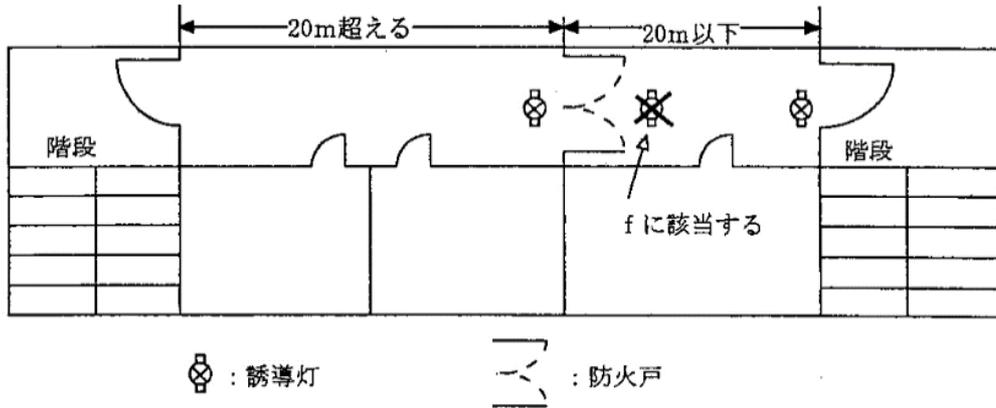
第 17-17 図 避難口誘導灯の設置緩和例

- e 廊下等の曲折点から避難口までの間に他の居室等の出入口がなく、避難口の位置から 3m 以内で当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる位置に避難の方向を明示した避難口誘導灯を設けた場合の避難口 (第 17-18 図参照)



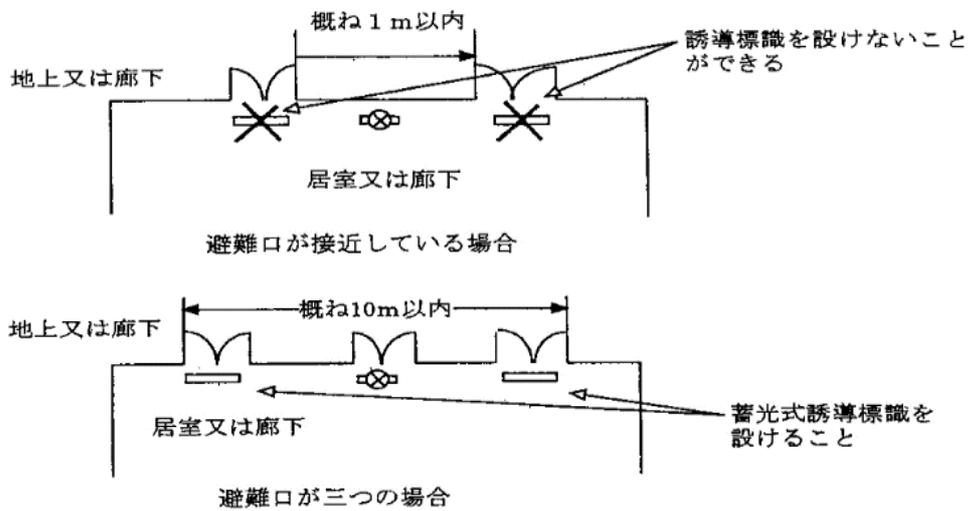
第 17-18 図 避難口誘導灯の設置緩和例

- f 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が 20m 以下となる部分 (第 17-19 図参照)



第 17—19 図 避難口誘導灯の設置緩和例

- g 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- h 避難口が近接して（10m以内）2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口。この場合、他の避難口は状況により誘導標識を設けること。ただし、避難経路が異なる場合は、この限りではない。（第 17—20 図参照）



第 17—20 図 避難口誘導灯の緩和例

- i 令別表第 1（1）項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席（固定席）が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導體制が確立されている場合における観覧席からの出口部分。ただし、夜間使用する場合を除く。
- j 令別表第 1 の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の

用途に供される部分は、次のいずれかによること。

場 (a) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口間での歩行距離が 30m以下である

合

(b) 出入口であることを明示することができる緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合

(c) 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から出入口であることが明示できる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

k 延べ面積又は床面積が 350 m²以下の倉庫にあっては、次のすべてに適合する場合

(a) 避難口を容易に見とやすることができること。

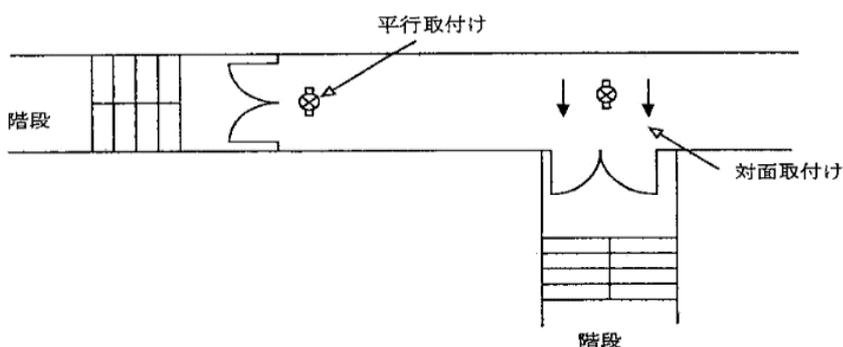
(b) 倉庫内に照明（一般照明又は自然光）が設けられていること。

(c) 倉庫内の各部分から出入口までが、歩行距離 30m以下であること。

イ 設置要領

(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、表示面は多数の目にふれやすい位置に避難上有効なものとなるよう設けること。 (第 17-21 図参照)

なお、廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置すること。

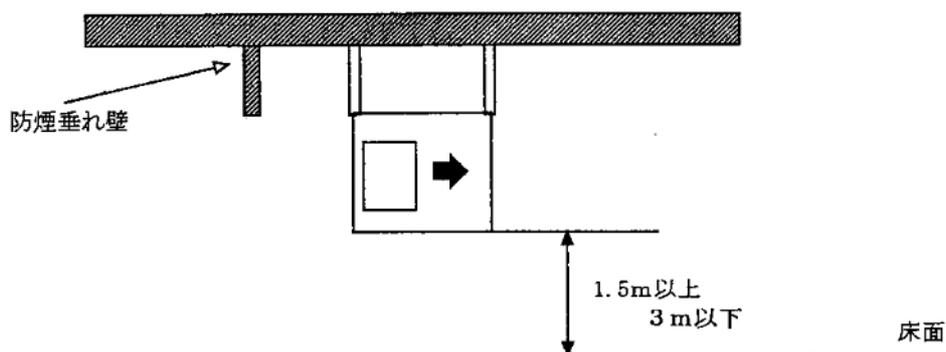


第 17-21 図 避難口誘導灯の設置例

(イ) 避難口上部又はその直近に床面から誘導灯下面までの高さが 1.5m以上 3 m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合、又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。

※ 直近に防煙たれ壁がある場合は、当該たれ壁より下方に設けること。◆

(第 17-22 図参照)



第 17-22 図 避難口誘導灯の設置高さの例

(ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

(エ) 避難口誘導灯を第 17-6 表の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度 (cd/m²) × 表示面の面積 (m²) が 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。

また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分においても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずること。

ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。

第 17-6 表

防火対象物の区分	設置することができる避難口誘導灯
a 令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物 b 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は同表 (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m ² 以上のもの	・ A 級 ・ B 級 (表示面の明るさが 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの)
上記以外の防火対象物又はその部分	・ A 級 ・ B 級 ・ C 級

(オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

(カ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆

(キ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい灯火等、広告物、掲示物等を設けないこと。

また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ、ライブハウス等の特殊照明には、非常時において当該特殊照明を停止させる措置を講じること。

(ク) 直通階段 (屋内に設けるものに限る。) から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けること。◆

(2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅機能を付加した誘導灯 (以下「点滅形誘導灯」という。)、音声誘導機能を付加した誘導灯 (以下「誘導音装置付誘導灯」という。)、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯 (以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。) の設置個所及び設置要領は、前 (1) の例によるほか次によること。

ア 設置箇所

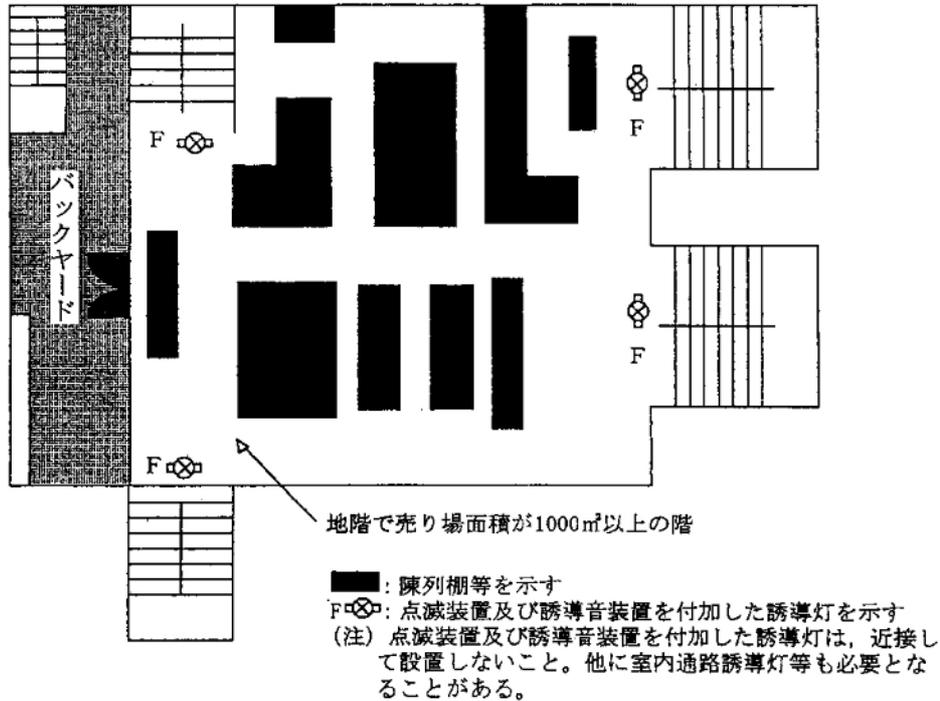
(ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯「以下「点滅形誘導灯等」という。) は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。

◆

a 令別表第 1 (6) 項口及び八に掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が

出入りする階でこれらの者の避難経路となる部分

- b 令別表第 1 (4) 項に掲げる防火対象物の地階のうち売場面積が 1,000 m²以上の階で売場に面する主要な出入口 (第 17-23 図参照)



第 17-23 図 点滅形誘導灯等の設置例

- c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分
 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に必要な最終避難口 (屋外又は第 1 次安全区画への出入口) の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ又は口に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

点滅形誘導灯等は、前 (2) によるほか、別記 2 連動式誘導灯設備の基準及び次によること。

- (ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に点滅及び誘導音を発生するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

- (イ) 規則第 24 条第 5 号八に規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う

ことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあつては、原則として自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階の点滅及び誘導音を発生させるもの（以下「区分動作方式」という。）であること。◆

(ウ) 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物にあつては、誘導音装置を附加した誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難若しくは不十分とならないように措置すること。ただし、非常放送と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。◆

(工) 点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止するものであること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。

- a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
- b 開放階段（「屋内避難階段等の部分を定める件」（平成 14 年消防庁告示第 7 号）に規定する開口部を有するもの。以下同じ。）の階段室及びその附室の出入口
- c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
- d 最終避難口及びその附室の出入口

(オ) 前（工）の場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第 23 条第 4 項第 7 号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては、地階の点滅等を停止させるものであること。

a 地上階にあつては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあつては、地下 1 階に点滅等の停止専用の煙感知器（第 2 種蓄積型又は第 3 種蓄積型）を設けること。（別添第 1 図参照）

なお、当該煙感知器には、その旨の表示をすること。

b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、前 a に係わらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※ 自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号と演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

(カ) 前（オ）. b による場合、受信機には点滅等の停止を 20 分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。◆

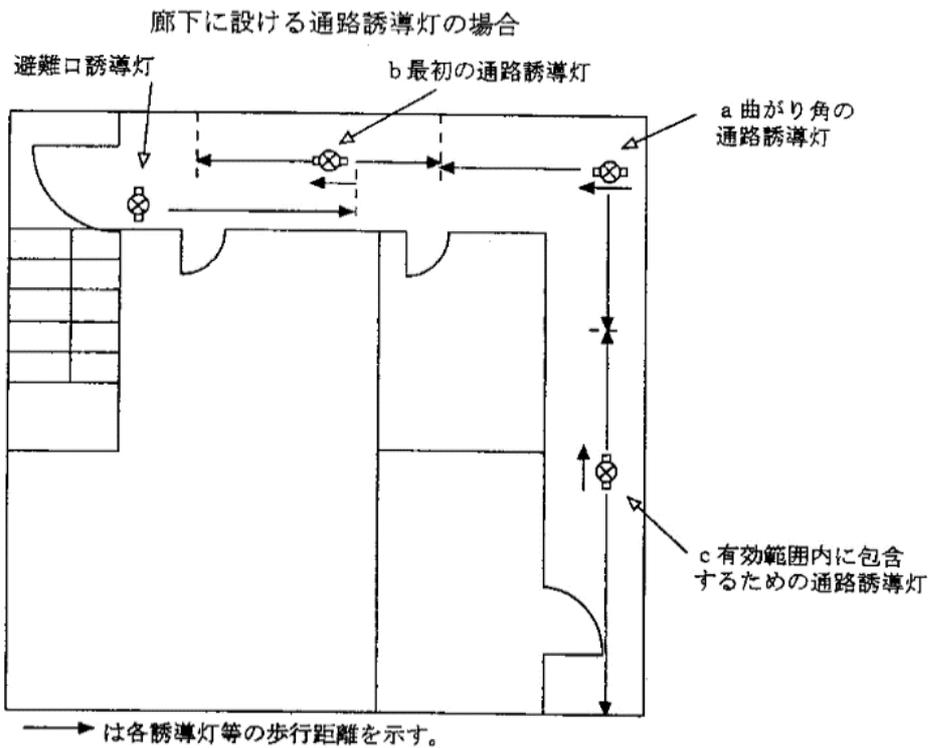
(キ) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。◆

(3) 通路誘導灯

ア 設置箇所

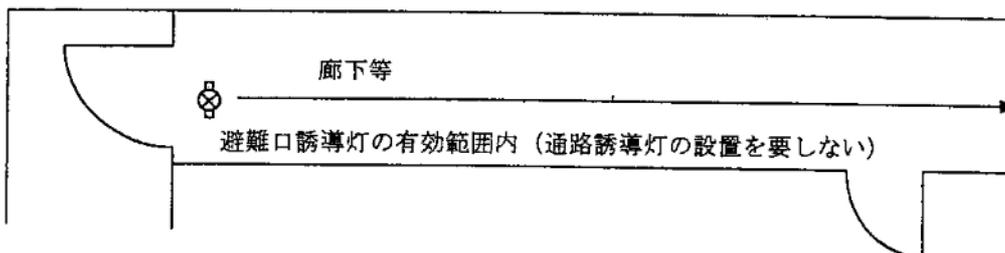
(ア) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること。(第 17-24 A、B、C 図参照)

- a 曲り角
- b 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- c 前 a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

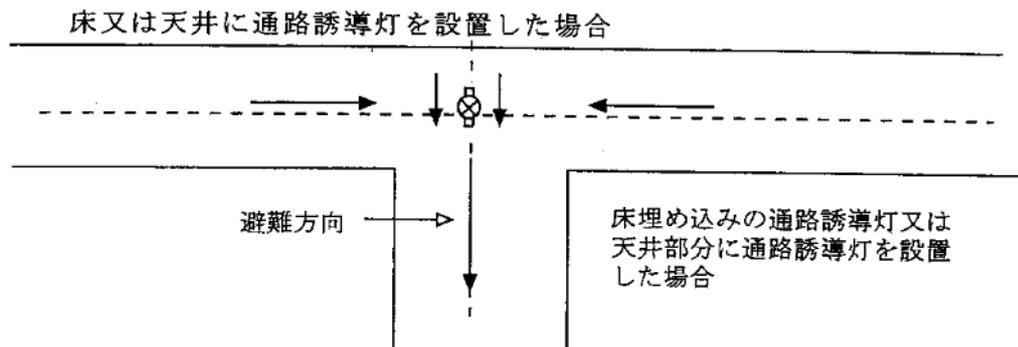


第 17-24 A 図 通路誘導灯の設置例

避難口誘導灯の設置により誘導灯の有効範囲として網羅される場合

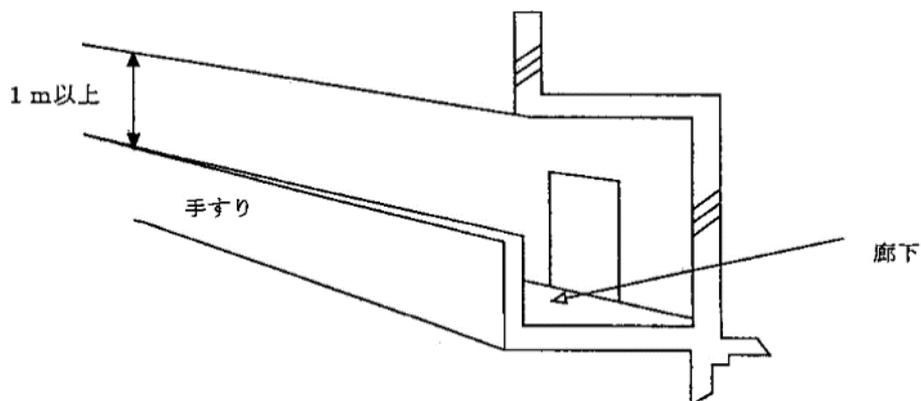


第 17-24 B 図 通路誘導灯の設置を要しない場合の例



第 17-24C 図 通路誘導灯の設置例

- (イ) 通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条を適用し、通路誘導灯の設置を要しない。
- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等。ただし、前 4. (1). ア. (イ). a 又は b を除く。
 - b 令別表第 1 (6) 項八及び (16) 項イ ((6)、項八の用途に供される部分に限る。) に掲げる防火対象物で日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下
 - c 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下 (第 17-25 図参照)



第 17-25 図 開放廊下の例

- d 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- e 客席誘導灯を設けた居室内
- f 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- g 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等
- h 令別表第 1 の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室 (以下「冷凍庫」という。) の用途に供される部分は、次のいずれかによること。

- (a) 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合
- (b) 冷蔵庫に直接面した荷捌所で、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路部分が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が基準のとおり設置されている場合

イ 設置要領等

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を第 17-7 表の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度（cd/m²）×表示面の面積（m²）が 25 以上のものに限る。）とすること。

また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずること。

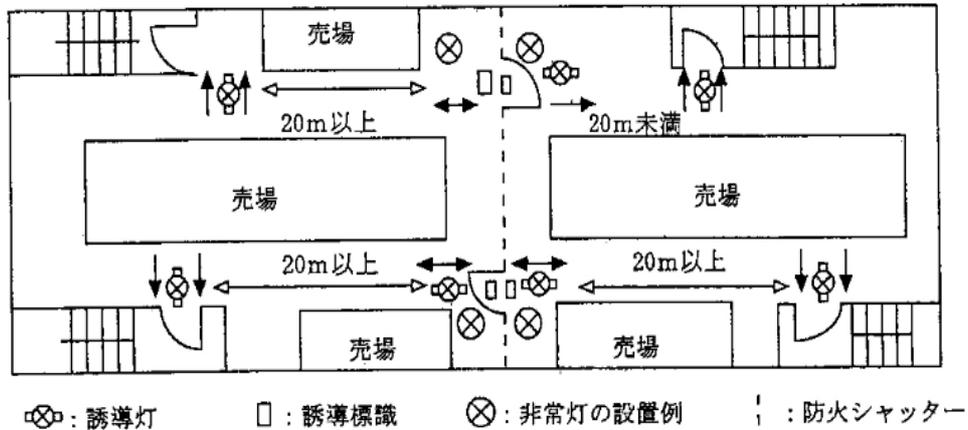
ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りではない。また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。

第 17-7 表

防火対象物の区分	設置することができる通路誘導灯
a 令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 級 ・ B 級（表示面の明るさが 25 以上のもの）
b 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は同表 (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m ² 以上のもの	※ 廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りではない。
上記以外の防火対象物又はその部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 級 ・ B 級 ・ C 級

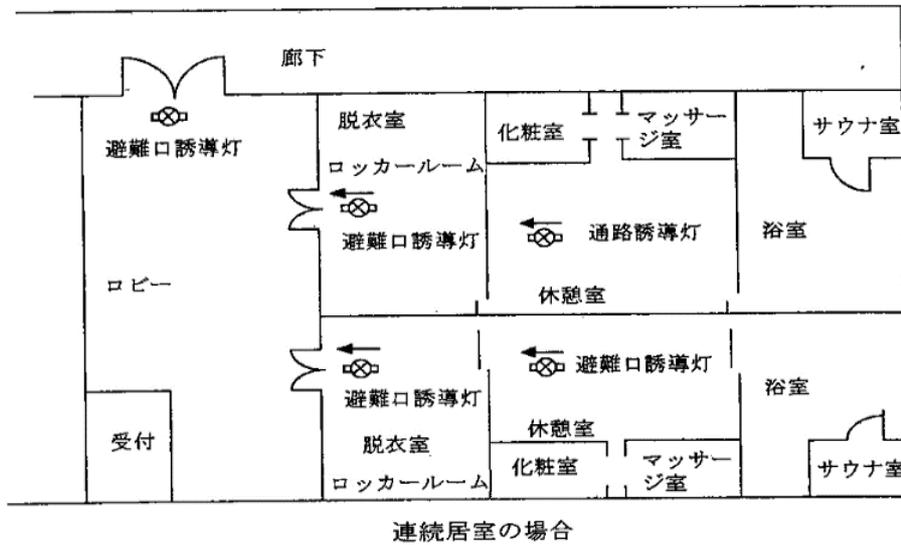
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。

- (工) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5 mm 以下とすること。また、各曲折点の中心点付近に設けること。◆
- (キ) 廊下等の直線部分に 2 以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。◆
- (ク) 避難施設への出入口が 2 箇所以上ある場所で、当該出入口から 20m 以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。◆
- (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。（第 17-26 図参照）◆



第 17-26 図 誘導灯の設置例

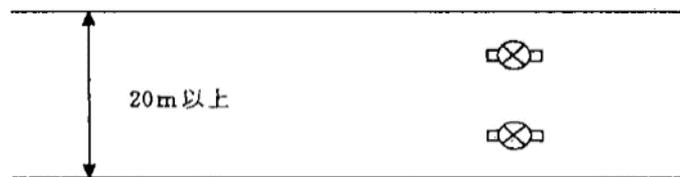
- (コ) 令別表第 1 (9) 項イ又は (16) 項イに掲げる防火対象物のうち (9) 項イの用途に供される部分で、脱衣所、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること。（第 17-27 図参照）◆



第 17-27 図 誘導灯の設置例

- (サ) ランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが 3 m 以下となるように設置すること。◆
- (シ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙垂れ壁等より下方の箇所に設けること。
- (ス) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (セ) 廊下等の幅員が 20m 以上のものにあつては、当該廊下等の両面側に設置すること。

(第 17-28 図参照) ◆



第 17-28 図 誘導灯の設置例

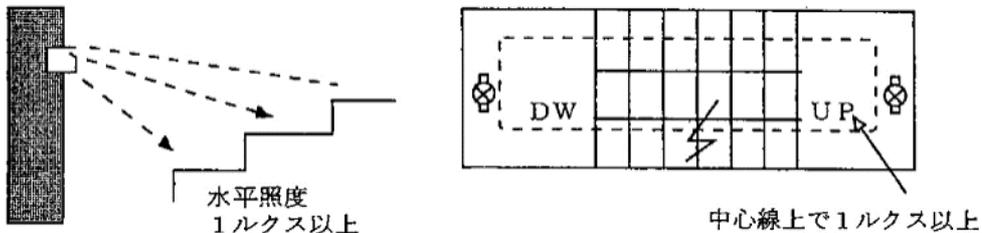
- (ソ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。◆
 - (タ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により、見えにくくなる箇所には設置しないこと。◆
- (4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

- (ア) 階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。
- (イ) 階段通路誘導灯の設置を要する防火対象物の部分で、次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。
 - a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
 - b 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
 - c 令別表第 1 (6) 項ハ及び (16) 項イ ((6) 項ハの用途に供される部分に限る。) に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる階段
 - d 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

イ 設置要領

- (ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度 1 ルクス以上となるように設けること。(第 17-29 図参照)



第 17-29 図 階段通路誘導灯の設置例

- (イ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。

(5) 客席誘導灯

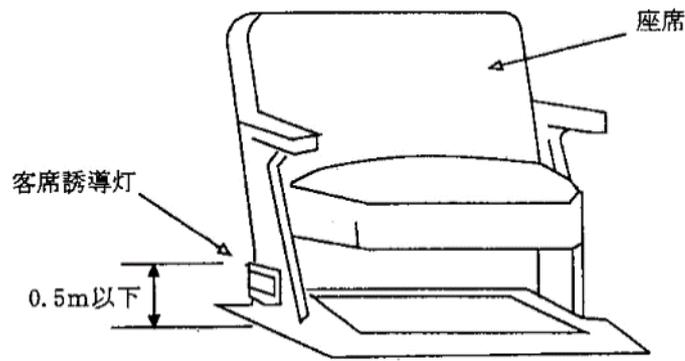
ア 設置箇所

- (ア) 客席通路誘導灯は、令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物並びに同表 (16) 項イ及び (16 の 2) 項に掲げる防火対象物の部分で、同表 (1) 項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。
- (イ) 客席誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分で、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条を適用し、客席誘導灯の設置を要しない。
 - a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
 - c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

イ 設置要領

(ア) 床面からの高さは原則として 0.5m以下の箇所に設けること。◆

(第 17-30 図参照)



第 17-30 図 客席誘導灯の設置例

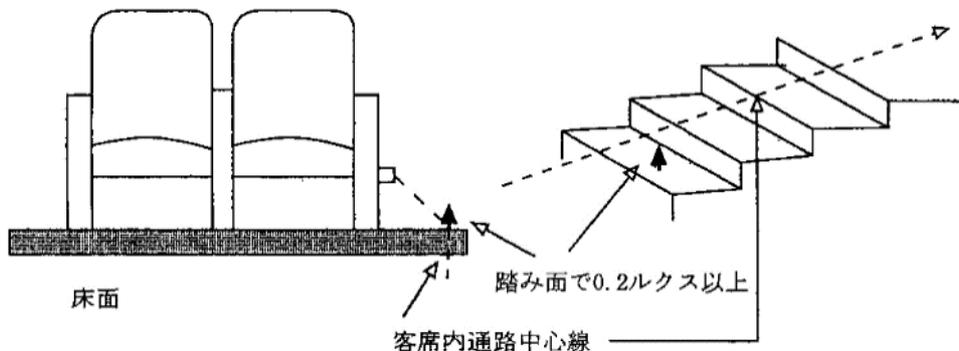
(イ) 客席内通路が水平路又は傾斜路となっている部分にあつては、次式により算出した個数を、概ね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で 0.2ルクス以上とすること。ただし、非常照明等で有効に照度が確保できる場合はこの限りではない。(第 17-31A 図参照)

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ(m)}}{4} - 1$$

(小数点以下は繰り上げる。)

(ウ) 客席内通路が階段状になっている場合にあつては、前 (イ) によるほか、客席内通路の中心線において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとする。

(第 17-31B 図参照)



第 17-31A 図 水平照度

第 17-31B 図 水平照度

(工) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

(オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。

(カ) 地震動等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。

(5) 表示複合形誘導灯

表示複合形誘導灯の設置箇所及び設置要領は、前（1）、（3）及び（4）の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。◆

(6) 灯火を内蔵した一般の標識板（以下「一般標識灯」という。）と並列設置される誘導灯

※ 並列設置とは、一般標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア 設置箇所

前（1）、（3）、（4）及び（5）の例によること。

イ 設置要領

前（1）、（3）、（4）及び（5）の例によるほか、次によること。

(ア) 一般標識灯に使用される色は、概ね「赤色」及び「緑色」以外のものであること。

(イ) 一般標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。

(ウ) 一般標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

(7) 誘導標識

ア 設置箇所

(ア) 避難口に設ける誘導標識は、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口の上部等に設けること。

(イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲がり角の床又は壁に設けること。

(ウ) 令別表第 1 に掲げる防火対象物（前（ア）及び（イ）を除く。）のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口及び廊下等は、努めて設置すること。◆

(工) 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けた場合は、誘導標識を設けないことができる。

イ 設置要領

(ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分か

らの誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

また、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(イ) 多数の者の目にふれやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。

(ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

(エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。

床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

(オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。

※ 扉、床等に、塗料を用い、誘導標識の基準に準じ標示したものにあっては誘導標識として取り扱うことができるものであること。

5 誘導灯の消灯

(1) 消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

(ア) 休日、夜間等定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）

(イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

(ア) 遊園地のアトラクション等に供される部分（令別表第 1（2）項（飲酒を伴うものに限る。）及び（3）項に掲げる用途に供される部分を除く。）など常時暗さが必要とされる場所であつて、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

(イ) 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用に供される部分など一定時間継続して暗さが必要とされる場所であつて、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所（以下「一定時間暗さが必要とされる場所」という。）

- (ウ) 集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所で、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所（以下「数分程度暗さが必要とされる場所」という。）
- (エ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分
- 工 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所
 - (ア) 令別表第 1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口及び（10）項から（15）項及び（16）項口までに掲げる防火対象物の用に供される部分（地階を除く）で、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない場所
 - (イ) 令別表第 1（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項までに掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分
 - (ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等
- オ 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号二に掲げる場所で通常開放されている部分
- (2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。
- (3) 消灯できる期間
 - ア 前（1）. アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。
 - イ 前（1）. イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。
 - ウ 前（1）. ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において、特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該部分の使用目的の障害となるおそれがある場合に限るものであること。
 - (ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。
なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。
 - (イ) 一定時間暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。
 - (ウ) 数分程度暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。
- (4) 消灯及び点灯の方法
 - ア 無人状態において消灯する場合は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯する

ものとし、信号装置からの火災信号又は手動信号並びに施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器により点灯する方式のものであること。

なお、防災センター、守衛室等常時人がいる場所（以下「防災センター等」という。）で各階の無人の状態が把握できる場合は、防災センター等において、階ごとに消灯することができるものとする。

イ 有効外光状態において消灯する場合は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による点灯方式とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は、前（3）、ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯する点滅器、開閉器等は、防災センター等又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近（数分程度暗さが必要とされる場所にあつては、対象場所が見とおせる場所に限る。）に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りではない。

点灯は、次の各号のいずれかに適合すること。

（ア） 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

（イ） 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

（ウ） 前（1）、ウ、（ウ）及び（エ）に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。

エ 前（1）、エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、前（1）、

エ、（ウ）に掲げる部分の消灯は、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯することができるものとする。

オ 前（1）、オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。

カ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については自動点滅器又は手動点滅器により消灯及び点灯することができること。

キ 接続方法

接続方法は、別記 2 連動式誘導灯設備の基準によること。

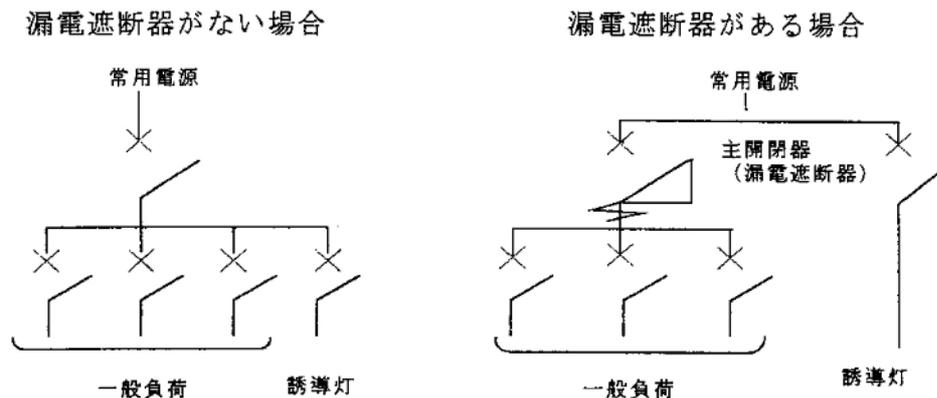
ク 消灯時の留意事項

前（3）. ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。

ケ 信号装置は、誘導灯認定委員会において認定されたものを使用すること。

6 電源及び配線

- (1) 誘導灯の非常電源（別置型のものに限る。）及びその配線は、第 3 非常電源の例によること。
- (2) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として、誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。
- (3) 常用電源の専用回路は、2 以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、階段通路誘導灯にあつては、各階段系統ごととすることができる。
 ※ 小規模とは、延べ面積 1,000 m²未満のもの、又は各階に分電盤がなく、かつ、1 の回路に誘導灯の数が 10 個以内の場合をいう。
- (4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電源を遮断する装置を設けないこと。
 （第 17-32 図参照）



第 17-32 図 常用電源の分岐方法

- (5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用の電源である旨の赤色の表示をすること。
- (6) 避難に時間を要する大規模・高層等の防火対象物は、次に掲げるものとし、誘導灯の非常電源の容量は、長時間定格（点灯有効時間 60 分以上）のものとする。

なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあつても、避難計算等により避

難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。

ア 令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの。

(ア) 延べ面積 50,000 m²以上

(イ) 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上

イ 令別表第 1 (16 の 2) 項に掲げる防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上のもの

(7) 非常電源の容量を 60 分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、①屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室

の出入口）、②直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の

出入口）、③避難階の廊下及び通路（①の避難口に通ずるものに限る。）、④直通階段である

こと。なお、③については、①と④を接続する部分としてさしつかえないこと。

(8) 非常電源の容量を 60 分間以上とする場合は、20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り替えが円滑に行われるように措置する必要があること。

(9) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

7 操作盤、総合操作盤

(1) 操作盤

規則第 28 条の 3 第 4 項第 12 号により設けられていること。

(2) 総合操作盤

規則第 28 条の 3 第 4 項第 12 号ただし書きにより、3 号告示第 3 により設置される操作盤は、3 号告示第 4 によること。

(3) 設置場所

第 2 節屋内消火栓設備 14. (2) を準用すること。

別記 1 蓄光式誘導標識の基準

蓄光式誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- 1 堅固で耐久性を有すること。
- 2 難燃性を有すること。
- 3 高圧水銀ランプ（300W）を用いて 30cm の距離から 3 時間照射したのち取り出し、室内に 1 時間放置後において著しい変化がないこと。
- 4 25 ± 5 °C の水中に 24 時間浸したのち取り出し、1 時間放置後において表示面に著しい変化がないこと。
- 5 表示面を上向きにして鋼製の台の上に固定し、300 g のおもり（JIS B 1501 玉軸受用鋼球に規定する径 24.5mm の鋼球）を 50cm の高さから 5 回落とした場合において、表示面に割れ、はがれがないこと。
- 6 表示の文字及びシンボルは容易に識別でき、必要なもの以外の表示がされていないこと。
- 7 蓄光特性は、次に適合するものであること。
 - (1) 標準光源 C 200 ルクスの照度の光を 4 分間照射した場合、1 分後において 150 mcd/m^2 以上、5 分後において 20 mcd/m^2 以上、20 分後において 3 mcd/m^2 以上の輝度を有すること。
 - (2) 経年変化の少ないものであること。
- 8 床設置形誘導標識には、前記によるほか、耐水性、耐薬品性及び耐摩耗性を有していること。

別記 2 連動式誘導灯設備の基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び附加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 遮動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。

- (8) 連動装置とは、操作盤等と信号装置等を連動し、操作盤等から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

(1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

機 器 設 備 名		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機 (移報装置を含む)	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 ※ 1	施錠連動点滅器又は 照明器具連動点滅器 ※ 2	煙感知器	連動装置
		点滅形誘導灯設備	◎					◎	◎	○		
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅形誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
誘導灯設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
消灯方式	遊園地・劇場・映画館・ 集会場等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する 場所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎：設置を必要とするもの

○：必要に応じ設置することができるもの

※ 1：屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号二の箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※ 2：照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

(2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、

それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

3 機器結線要領

- (1) 連動式誘導灯設備の各機器の接続は、別添第 2 図の例によること。ただし、信号設置等を設けることを要しない場合にあっては、別添第 3 図の例によること。
- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、前(1)の例によるほか、別添第 3 図の例によること。ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができるものであること。
- (3) 受信機と信号装置
 - ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、別添第 4 図の例によること。
 - イ 受信機から信号装置(移報用装置を経由する場合又は前(2)ただし書きによる場合で、信号装置に代わる装置を用いる場合を含む。)までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路(以下「信号回路」という。)の配線は、次によること。
 - ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。
 - イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として 3 線式配線より常時電源が供給されていること。
- (6) 規則第 28 条の 3 第 4 項第 12 号に基づき監視、操作等を行う操作盤等(操作盤及び総合操作盤を含む。以下同じ。)の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備(自動火災報知設備と連動しているものに限る。)を設置する場合、信号装置等並びに操作盤等と連動装置との間の回路(以下「連動回路」という。)の配線は、次によること。ただし、操作盤等が設置されている防災センター等と同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と操作盤等との連動を要しない場合、信号装置が操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び操作盤等が直接接続できる場合は、信号装置の例により行うこと。
 - ア 連動回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあっては、この限りでない。
 - イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

4 機器設置要領

- (1) 信号装置（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用設ける場合は、この限りでない。
- イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置に設置個所直近に、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯信号装置である旨
- (イ) 消灯条件
- (ウ) 連動開閉器等の種別
- (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置個所の直近には、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
- (イ) 点滅又は誘導灯音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
- イ 移報用装置は、受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
- ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
- エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
- オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
- カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
- キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第 5 図に示す C 及び N C（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあっては、誘導灯から 1 m 以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
- (ア) 構造は、JIS 等の規定に適合するもので、開閉に十分耐える容量のものであること。
- (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
- (ウ) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
- (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
- (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。

イ 光電式自動点滅器

- (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
- (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
- (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、前ア.（オ）の例により必要事項を表示すること。

と。

ウ 施錠連動点滅器

- (ア) 施錠時、施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
- (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
- (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、前ア.（オ）の例により必要事項を表示すること。

エ 照明器具連動点滅器

- (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
- (イ) 照明器具連動点滅器は、前（ア）の照明器具消灯時において、照明器具連動回路が閉回路となるものであること。
- (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
- (エ) 照明器具連動点滅器の直列には、前ア.（オ）の例により必要事項を表示すること。

と。

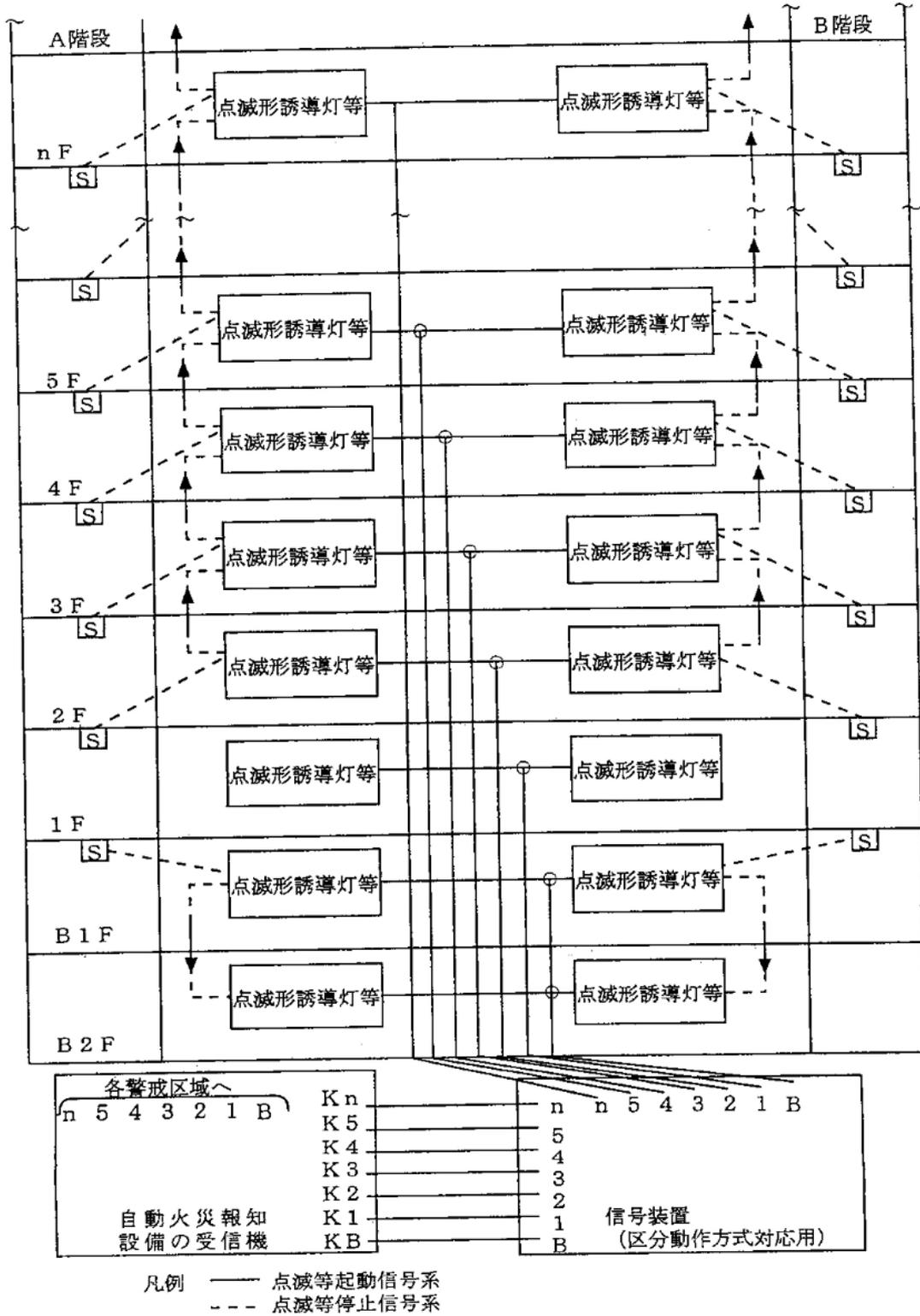
- (5) 連動装置は、次によること。

連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置個所直近に次の事項を表示すること。

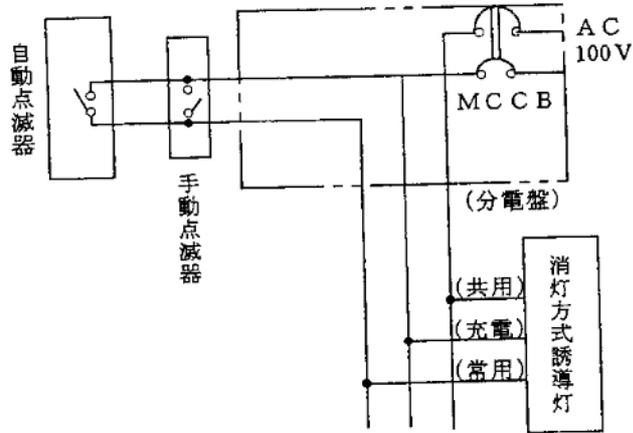
ア 誘導灯連動装置である旨

イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）

別添第 1 図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例

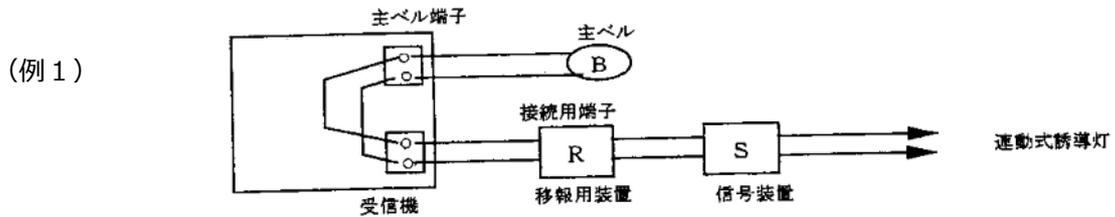


別添第 3 図 屋外階段等における消灯方式

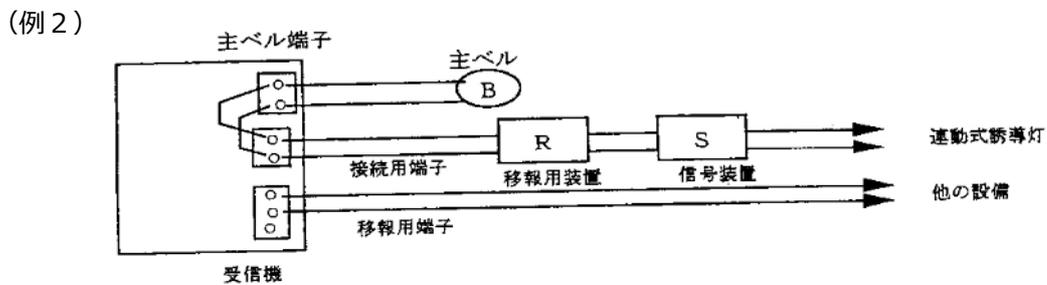


- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号二の箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導式の負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点灯又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。

別添第 4 図 移報用を用いる場合の接続図



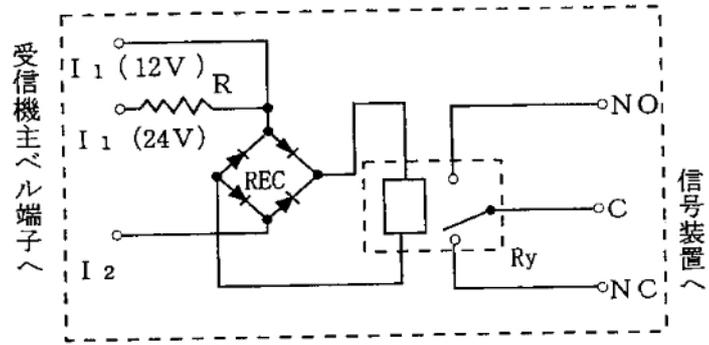
受信機に移報用端子が設けられていない場合



受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合

別添第 5 図 移報用装置の回路図

(例)



Ry : リレー, REC : 整流器, R : 抵抗